再計算は、同条のストレス・シナリオごとのイールド・カーブと整合的な方法に基づくイールド・カーブを用いて行うものとする。

（金利リスクの額）

第百四条　前条の金利リスクの額は、次の算式により得られる額（ただし、０を下回る場合は０とする。）とする。この場合において、次の各号に掲げる変数に応じ、当該各号に定める値を用いるものとする。

$$\text{金利リスクの額} = \sum_{i} MR_i + VaR_{99.5\%}\left(\sum_{i} LT_i\right)$$

iは、金利リスクの対象となる全ての通貨（ただし、金額的に重要でない複数の通貨を一つの通貨として算出することができる。）

MR_iは、通貨iの前条第一項第一号に定める平均回帰シナリオに基づく純資産の減少額

$VaR_{99.5\%}(\sum_i LT_i)$は、統合後確率変数のVaR99.5%

LT_iは、通貨iの統合後確率変数

一　$VaR_{99.5\%}(\sum_i LT_i)$　第三号に基づき生成した標準正規乱数X_iから、次号のLT_iを算出し、それらのVaR99.5%とする。

二　LT_i　次の算式により算出される値の集合とする。

$$LT_i = \frac{1}{N^{-1}(0.995)} \times \{LU_i \max(X_i, 0) - LD_i \min(X_i, 0)\}$$

$N^{-1}(\)$は、標準正規分布の累積分布関数の逆関数

LU_iは、通貨iの前条第一項第二号に定める水準上昇シナリオに基づく純資産の減少額

LD_iは、通貨iの前条第一項第三号に定める水準下降シナリオに基づく純資産の減少額

三　標準正規乱数X_i　次を満たすものとする。

$$\mathrm{corr}(X_i, X_j) = 0.75, \quad i \neq j$$

corr(A, B)は、確率変数AとBの相関係数

２　前項において、標準正規乱数X_iは、金利リスクの額が大きく異なることのないよう、十分な数の乱数を生成しなければならない。

（各ストレス・シナリオにおけるイールド・カーブ）

第百五条　第百三条第二項のストレス・シナリオごとのイールド・カーブは、シナリオごとに第一区分の調整及び第三区分の調整を行った上で、第十六条に規定するところにより算出するものとする。

２　前項の第一区分の調整は、市場データから推定されたダイナミック・ネルソン・シーゲルモデル（イールド・カーブの期間構造を生成するモデルであって、各年限の金利を水準、傾き及び曲率を表すパラメーター並びに当該パラメーターの動的過程に基づいて表現するモデルをいう。）のパラメーターであるλ、ΔL、ΔS及びΔCを用いて、次の算式により算出する年限ごとの値を第十六条第一項第一号に定める第一区分の年限ごとの市場金利に加えることをいう。

$$\text{第一区分調整}(\tau) = \Delta L + \Delta S\left(\frac{1-\exp(-\lambda\tau)}{\lambda\tau}\right) + \Delta C\left(\frac{1-\exp(-\lambda\tau)}{\lambda\tau} - \exp(-\lambda\tau)\right)$$

τは、年限（第百十一条において同じ。）

exp(x)は、自然対数の底をx乗した値（第百十一条において同じ。）

λは、減衰率（第百十一条において同じ。）

ΔLは、水準に係る係数（第百十一条において同じ。）

ΔSは、傾きに係る係数（第百十一条において同じ。）

ΔCは、曲率に係る係数（第百十一条において同じ。）

３　第一項の第三区分の調整は、次の各号に掲げるシナリオの区分に応じ、当該各号に定める調整を、UFRに対して行うことをいう。ただし、平均回帰シナリオにおいては当該第三区分の調整を行わないものとする。

一　水準上昇シナリオ　UFRに10%を乗じた値又は0.15%のうちいずれか小さい値を加える。

二　水準下降シナリオ　UFRに10%を乗じた値又は0.15%のうちいずれか小さい値を減じる。

第二目　金利リスクに係る内部割引率手法

（金利リスクに係る内部割引率手法の承認）

第百六条　報告保険会社等は、金融庁長官の承認を受けた場合に、金利リスクに係る内部割引率手法（第百十一条に定めるところにより、内部割引率（報告保険会社等が妥当と判断する経済価値評価の手法に用いるイールド・カーブによる割引率をいう。以下この目において同じ。）を基礎として金利リスクの額を算出する手法をいう。以下この目において同じ。）を用いることができる。

２　内部割引率手法採用社（前項の承認を受けて金利リスクに係る内部割引率手法を使用する報告保険会社等をいう。以下この目において同じ。）は、金融庁長官の承認を受けた場合に限り、金利リスクに係る内部割引率手法に係る変更（次条第二項に規定する承認申請書の添付書類の記載事項の重要な変更をいう。）を行うことができる。

（金利リスクに係る内部割引率手法に係る承認の申請）

第百七条　金利リスクに係る内部割引率手法について前条第一項又は第二項の承認を受けようとする報告保険会社等は、次の各号に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出するものとする。

一　商号又は名称

二　ソルベンシー・マージン比率を把握し管理する責任者の氏名及び役職名